

一般社団法人東京医科大学医学部医学科同窓会 個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京医科大学医学部医学科同窓会（以下、当法人）において、会員の個人情報の取得、保管、利用について必要事項を定めるとともに、個人情報の適切な保護を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当法人の定款第5条に規定する会員並びに当法人が雇用する者に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、以下の用語は、本条の定義による。

(1) 個人情報

当法人が、会則に定める目的のために取得（自ら作成することを含む）した会員の個人に関する情報であって、それによって特定の個人を識別することができるもの

(2) 法令

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）

(3) 会員

定款第5条に定める正会員、名誉会員及び賛助会員

(4) 会員による各種組織

支部会、クラス会、その他会員によって組織された親睦・研修を目的とする組織

(5) 東京医科大学

学校法人東京医科大学であり、その中のすべての組織を含む

(利用目的)

第4条 個人情報の利用目的は、以下の通りとする。

(1) 会員名簿の作成

会員名簿に記載する個人情報の項目は、卒業年次、専門科名、現及び旧氏名、ふりがな、出身地、現住所、電話番号、ファックス番号、並びに勤務先、住所、電話番号、ファックス番号及びEメールアドレスとする。

但し、会員個人の選択により、卒業年次、氏名以外の各項目を表示・非表示にすることを可能とする。

(2) 同窓会新聞等の出版物の配布

(3) 会費、寄付金の收受管理

(4) 当法人の各種事業、行事の伝達

(5) 会員による各種組織の活動の支援

- (6) 東京医科大学が実施する広報活動、卒業生アンケート等への協力、並びに寄付金募集等の支援
- (7) その他、上記以外の目的で個人情報を利用する場合は、同窓会理事会で協議し、必要に応じて会員の承諾を得るものとする（オプトアウトを含む）

(取得)

第5条 個人情報の取得は、次のいずれかの方法による。

- (1) 本人の同意に基づく本会からの書面又は電子媒体による取得
- (2) 当法人が、その活動のために本人に対し付与又は作成したことによる取得

2 前項の方法により取得が不可能又は著しく困難な場合は、個人情報統括管理責任者が適切と認める方法によるものとする。

(管理責任者)

第6条 当法人は、以下に定める管理責任者を定め、個人情報の取得、利用、提供及び維持のための管理を行う。

- 2 当法人に個人情報統括管理責任者を置き、一般社団法人東京医科大学医学部医学科同窓会会長（以下「会長」という。）がその任に当たる。個人情報統括管理責任者は、個人情報管理補助者を指揮し、当法人の個人情報管理を統括する。
- 3 当法人に個人情報管理補助者を置き、事務長がその任に当たる。個人情報管理補助者は、個人情報統括管理責任者を補助し、事務局における個人情報の取得、利用、提供及び維持のための管理を行う。
- 4 会員による各種組織（支部会、クラス会等）は、個人情報の取得、利用、提供及び維持の管理を行うために、当該組織に管理責任者を置く。支部会、クラス会においては、それぞれ支部長、卒年幹事が管理責任者の任に当たる。

(維持管理)

第7条 当法人は、個人情報の取得、利用及び提供を適切に管理するとともに、保有する個人情報の紛失、漏洩、不正使用及び改ざんを防止し、また、その正確さの維持に努めるものとする。

- 2 個人情報管理補助者は、個人情報データベースに対する有資格者以外のアクセスを規制するために、適切な方法を講じなければならない。

(職員等の責務)

第8条 職員等（第2条該当者）は、法の趣旨に則り、関連する法令、規定等の定め並びに個人情報統括管理者及び個人情報管理補助者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

- 2 職員等は法の趣旨に則り、秘密保持に関する誓約書を会長または個人情報統括管理者に提出しなければならない。

(個人情報取り扱いの外部委託)

第9条 当法人が名簿作成、同窓会新聞等の印刷・発送のため個人情報の取り扱いを外部委託業者に委託する場合は、以下に従うものとする。

- (1) 個人情報の管理が可能な適切な委託業者を選定する
- (2) 提供する個人情報は、委託する業務遂行のために必要な最小限のものに限定する
- (3) 委託先での個人情報の管理に関し、下記事項を含む契約を書面を取り交わす
 - ①委託された個人情報の機密保持および保護
 - ②再委託の制限又は条件
 - ③委託された個人情報の複製の制限
 - ④委託された個人情報の漏洩等の事故発生時の処置
 - ⑤委託業務終了時の個人情報の消去及び／又は個人情報を含む媒体の返却
 - ⑥ ① に係わる事故時の処置
 - ⑦契約解除を含む違反時の処置

(苦情等の申し立て、処理)

第10条 当法人は、保有する個人情報及びその取り扱いについて、当該個人情報によって特定される本人から苦情を受けた場合、状況に応じて迅速かつ適切に対応を行うものとする。

- 2 前項に定める苦情の申し出で先は、個人情報管理補助者とする。
- 3 前項に定める苦情を受け付けた場合、その内容と処置について、個人情報管理補助者は個人情報統括管理責任者に報告するものとする。

(違反に対する処置)

第11条 当法人内において、本規程に定める事項に違反して個人情報の利用目的以外の流用、提供、漏洩等があった場合、個人情報統括管理責任者は適切な処分を検討し、同窓会理事会に諮り処分を行うものとする。

- 2 当法人は、何人かが故意又は過失によって当法人が保有する個人情報を不正に取扱い、当法人に重大な損害を与えた場合、賠償請求、法的処置を含む適切な処置を講じるものとする。

【附 則】

1. この規程は令和6年6月1日より施行する。
2. この規程の改廃は理事会の議を経て会長が行う。